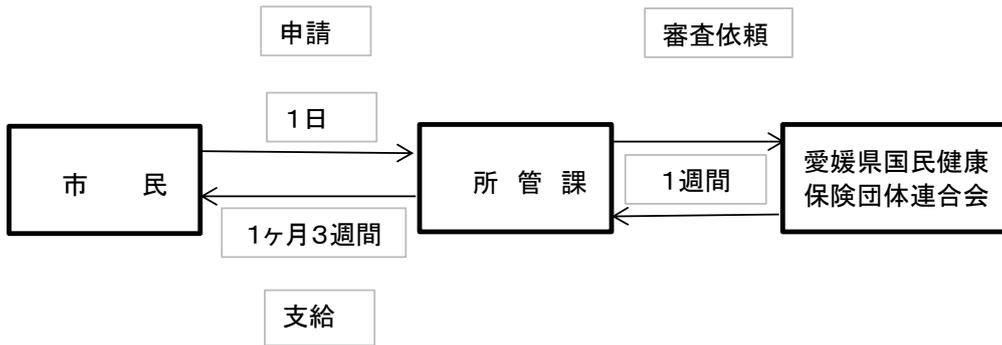


審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	移送費の支給	
処 分 の 概 要	申請に基づいて、審査基準に適合した場合に支給する。	
根 拠 法 令 名	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)	
条 項	第54条の4第1項	
所 管 課	保険給付・年金課	
経由機関での処理期間	1週間	
所管課での処理期間	1カ月3週間	
標 準 処 理 期 間	計	2カ月
審 査 基 準	<p>国民健康保険法施行規則第27条の10及び、健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う国民健康保険関係法令の改正及び施行上の留意事項について(H6.9.9 保険発第114号)第5に該当すること。</p> <p>【根拠法令等】</p> <p>国民健康保険法</p> <p>(移送費)</p> <p>第五十四条の四 市町村及び組合は、被保険者が療養の給付(保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、移送費として、厚生労働省令で定めるところにより算定した額を支給する。</p> <p>2 前項の移送費は、厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。</p> <p>(平六法五六・追加、平一一法一六〇・平一八法八三・平二七法三一・一部改正)</p> <p>国民健康保険法施行規則</p> <p>(移送費の支給要件)</p> <p>第二十七条の十 市町村及び組合は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合に移送費を支給する。</p> <p>一 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。</p> <p>二 移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であつたこと。</p> <p>三 緊急その他やむを得なかつたこと。</p> <p>(平六厚令五六・追加、平三〇厚労令二四・一部改正)</p> <p>健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴う国民健康保険関係法令の改正及び施行上の留意事項について(H6.9.9 保険発第114号)第5</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。